

令和7年度 第1回 学校運営協議会



【入学式】



【1年生を迎える会】

日時：令和7年5月15日(木) 10:00～12:00
場所：浜松市立可美小学校 会議室

次 第

- | | | |
|----|-------------------------------------|--------|
| 1 | 開会の言葉 | 10:00～ |
| | ・開催要件の確認 | |
| | ・日程説明 | |
| 2 | 校長挨拶 | |
| 3 | 新規委員任命書 | |
| | ・学校支援コーディネーター委嘱書交付 | |
| 4 | 自己紹介 | |
| 5 | 浜松市学校運営協議会規則の確認 | |
| 6 | 会長の選出 | |
| 7 | 副会長の指名 | |
| 8 | 授業参観 | 10:30～ |
| 9 | 議長の選出 | 11:00～ |
| 10 | 前回会議録確認 | |
| 11 | 熟議 | |
| | (1) 学校運営の基本方針について | |
| | (2) いじめ防止のための基本的な方針について | |
| | (3) 夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について | |
| 12 | 報告 学校支援コーディネーターからの活動報告 | |
| 13 | 連絡 | |
| | (1) 次回開催日時 令和7年7月25日(金) 10:00～12:00 | |
| | きくももホール | |
| | (2) 次回熟議内容確認 | |
| 14 | 閉会の言葉 | 12:00 |

第1回 学校運営協議会出席者名簿

【学校運営協議会委員】

氏 名	役 職 な ど
大畑 尉智子	主任児童委員・可美地区体育振興会副会長
小野田 和弘	可美地区自治会連合会会長
杉本 真弓	人権擁護委員
小野田 哲也	令和5年度PTA会長
山本 浩司	令和7年度PTA会長
越川 真優子	学校支援コーディネーター
神田 綾乃	学校支援コーディネーター

【オブザーバー】

氏 名	役 職 な ど
小野田 康弘	浜松市議会議員
村上 昌義	可美協働センター所長

【学校職員】

氏 名	役 職 な ど
鈴木 右二	校長
高木 悦代	教頭
浅井 美幸	主幹教諭
長谷川 明美	C S 担当教職員
河合 昭子	C S ディレクター

【浜松市教育委員会】

氏 名	役 職 な ど
清水 悠	教育総務課

学校運営協議会 年間計画

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和7年 5月15日 木曜日 10:00～12:00 会議室	熟議テーマ (1)学校運営の基本方針について 説明 ⇒ 熟議 ⇒ 承認 (2)夢育やらまいかCS加算分についての 意見書について	
2	令和7年 7月25日 金曜日 10:00～12:00 きくもも	熟議テーマ ☐ 学校評価の中間報告について ☐ 地域と連携・協働した教育活動について	可美小の職員も参加します。
3	令和7年 12月9日 火曜日 10:00～12:00 会議室	熟議テーマ ☐ 学校運営について(全国学力・学習状況 調査を振り返って) ☐ 学校運営に必要な支援について	
4	令和8年 2月6日 金曜日 10:00～12:00 会議室	熟議テーマ ☐ 学校関係者評価 学校の自己評価説明⇒改善策について 熟議⇒次年度へ ☐ 次年度学校運営の基本方針について ☐ 学校運営協議会の自己評価 ☐ 夢育やらまいかCS加算分の報告	

浜松市学校運営協議会規則

令和元年 8 月 29 日

浜松市教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



美しかる可き里 可美

【校訓】

誠実・勤勉

【学校教育目標】

美しい心で ともに未来に向かって輝く子

【めざす学校像】

「明日、また来たくなる学校」

学び合う子(知)

自分の考えをもって主体的に学び、友達と一緒に深め合う子

【重点施策】

- 自己との対話と他者との対話
- 自分の考えを広げ深める学習方法
- キャリア教育と学習との関わり
- ICT機器の効果的な活用方法

認め合う子(徳)

やさしさや思いやりの気持ちを持ち、互いに協調し支え合う子

【重点施策】

- 教育的ニーズにあった支援
- 一人ひとりに寄り添う生徒指導
- 「特別の教科 道徳」を要として
- みんなが主役の特別活動
- 温かい人間関係作り
- いじめ防止基本方針の周知徹底

高め合う子(体)

健康・安全への意識を高め、目標に向かって粘り強く取り組む子

【重点施策】

- 運動・遊びの内容や環境の工夫
- 目標設定と練習過程の賞賛
- 自己有用感の高まり
- 食に対する自己管理能力の向上
- 健康で安全な生活の実践力

キャリア教育を核とした人づくり

かかわる力

(人間関係形成社会形成能力)

か み え み
可美笑み

えらびだす力

(キャリアフロンティング能力)

みいだす力

(課題対応能力)

みつめる力

(自己理解・自己管理能力)

土壌となる学校風土

生命(いのち)が大切にされ、

やさしい気持ちや正しく豊かな言葉があふれる魅力ある学校

学ぶ楽しさがわかり、

自分らしさを発揮できる学校

- ・「分かる授業」「楽しい授業」
- ・キャリア教育を核とした人づくり
- ・情報活用能力の育成
- ・あたたかな聴き方、やさしい話し方

子供たちの居場所があり、

安全・安心で心温まる学校

- ・教育的ニーズにあった教育支援
- ・美しい心を育てる生徒指導
- ・温かい人間関係と自己有用感
- ・傾聴、ボイスシャワー

保護者や地域に開かれた、

信頼される学校

- ・学ぼう! ふるさと可美
- ・積極的な情報発信(HP・ブログ等)
- ・学校運営協議会(CS)の推進
- ・地域の教育資源の活用

～発達支援教育の理念を根幹に据えて～

幼小中一貫教育

～12年間の学びと生活と行事をつなぐ～可美地区の目指すこどもの姿
心の美しい子

(様式1)

令和 7 年 5 月 16 日

浜松市立可美小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 山本 浩司 様

浜松市立可美小学校運営協議会
会長 大畑 尉智子

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和7年5月15日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① キャリア教育を核とした人づくりを実践していくために、積極的に地域の人・もの・ことと関わらせ、将来に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てるべきである。
⇒ 第一線で活躍している講師から直接指導を受けたり、本物に触れたりする体験の機会を設ける。

② 地域の方との協働により、教育環境の向上を図り、子供たちの命を大切にする心や情操を育むべきである。
⇒ 校内にある花壇に、ボランティアの方の協力を得て、花を育てる。

③ 地域の方の協力を得て、伝統文化に触れる活動を積極的に取り入れていくべきである。
⇒ 発達支援学級の児童を対象とした「太鼓教室」では、地域の方に講師を依頼する。